## 改正前

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金等雑所得の金額
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	(A)×25%+37万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5千円
	770万円超	(A)×5%+155万5千円
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+37万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5千円
	770万円超	(A)×5%+155万5千円